

# 大分県報

令和八年  
号外（二八）  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

規	則
大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	一
情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日定める規則の制定	一
地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部改正	一
大分県職員住宅管理規則の一部改正	二
災害救助法施行規則の一部改正	二
大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正	三
医療法施行規則の一部改正	一七
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正	二四
正	二四
大分県母子・父子福祉センター利用規則の一部改正	二四
児童福祉法施行規則の一部改正	二五
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正	二五
狂犬病予防法施行規則の一部改正	二六
クリーニング業法施行規則の一部改正	二六
大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正	二八
食品衛生法施行規則の一部改正	二八
大分県給水施設条例施行規則の一部改正	二九
大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部改正	二九
大分県契約事務規則の一部改正	三一
大分県会計規則の一部改正	三一
大分県立学校の授業料等徴収規則の一部改正	三四

## ○規則

大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十三号

大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書及び別表第一から別表第三までの規定中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日定める規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十四号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日定める規則

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和六年大分県条例第二十一号）附則第一項ただし書に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十五号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部を改正する規則

第一条

(地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則の一部改正)
第一条 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則(昭和二十七年大分県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「の各号」を削り、同条第一号中「病院局次長」を「病院局理事及び病院局次長」に改める。

(地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部改正)

第二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則(昭和四十年大分県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「病院局次長」を「病院局理事及び病院局次長」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十六号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則(昭和三十一年大分県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三重独身者住宅」を削る。

別表第一の畑中県職員アパートの項、三重独身者住宅の項及び宇佐県職員アパート(ほの)の項を削る。

別表第二の城南教職員住宅(KR1号)の項、城南教職員住宅(KR2号)の項、城南教職員住宅(KR4号)の項及び玖珠地区高等学校教職員住宅(KR4号)の項を削る。

別表第三中

三重独身者住宅
三重県職員アパート (に号)

を

三重県職員アパート  
(に号)

に、

中津県職員アパート (に号)	宇佐県職員アパート (ほ号)
-------------------	-------------------

を

中津県職員アパート  
(に号)

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年大分県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の四中「福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))

であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所」を「法第二条第二項に基づき、福祉避難所(災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所であつて、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるもの」に改め、同表の一の2の(4)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表の十二の(一)の(7)を同表

の十二の(一)の(8)とし、同表の十二の(一)の(6)を同表の十二の(一)の(7)とし、同表の十二の(一)の(5)を同表の十二の(一)の(6)とし、同表の十二の(一)の(4)中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同表の十二の(一)の(4)を同表の十二の(一)の(5)とし、同表の十二

の(一)の(3)の次に次のように加える。

(4) 福祉サービスの提供

別表第一の十二を同表の十三とし、同表の六から同表の十一までを一つずつ繰り下げ、同表の五の次に次のように加える。

六 福祉サービスの提供

- (一) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置する。
- (二) 福祉サービスの提供は、知事又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行う。
- (三) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。
  - (1) 災害時要配慮者に関する情報の把握
  - (2) 災害時要配慮者からの相談対応
  - (3) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
  - (4) 災害時要配慮者の避難所への誘導
  - (5) 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）
- (四) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(三)の(1)から(4)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(三)の(5)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。
- (五) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

別表第二の二の「第四号」を「第五号」に改め、同表の一の1を次のように改める。

1 日当

- (一) 医師及び歯科医師 一人一日二三、七〇〇円以内
- (二) 薬剤師及び管理栄養士 一人一日一六、六〇〇円以内
- (三) 栄養士、歯科衛生士及び歯科技師 一人一日一六、一〇〇円以内
- (四) 保健師及び助産師 一人一日一六、四〇〇円以内
- (五) 看護師 一人一日一六、三〇〇円以内
- (六) 准看護師 一人一日一五、二〇〇円以内
- (七) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士 一人一日一六、四〇〇円以内
- (八) 救急救命士 一人一日一五、二〇〇円以内
- (九) 保育士 一人一日一五、三〇〇円以内
- (十) 社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは

は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として規則第四条の二に定める者 一人一日一五、九〇〇円以内

- (四) 介護福祉士 一人一日一四、九〇〇円以内
  - (五) 公認心理師 一人一日一六、四〇〇円以内
  - (六) 土木技術者及び建築技術者 一人一日一七、二〇〇円以内
  - (七) 大工 一人一日二七、〇〇〇円以内
  - (八) 左官 一人一日二六、八〇〇円以内
  - (九) とび職 一人一日二六、三〇〇円以内
- 別表第二の二の「第四号第五号から第十号」を「第四条第六号から第十一号」に改め、同表に次のように加える。
- 三 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第一に定めるところにより行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年七月一日から適用する。

大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十八号

大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

大分県福祉のまちづくり条例施行規則（平成二十四年大分県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「部分」の下に「（別表第二の一の項の(一)のイ、ロ又はハの経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）」を加える。

別表第二の一の部の一の項の(一)のイ中「直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、「を」を「当該利用居室が一五の項の(一)の劇場等の客席である場合にあつては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては」に改め、同項の(一)のロ

中「八の項の(一)」を「八の項の(二)」に改め、「経路」の下に「(当該利用居室が一五の項の(一)の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。)」を加え、同項の(一)の八中「経路」の下に「(当該利用居室が一五の項の(一)の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。)」を加え、同部の六の項の(一)のイ中「八の項の(一)」を「八の項の(二)」に、「直接地上へ通ずる出入口がある階」を「地上階」に改め、同部の八の項を次のように改める。

八 便所

- (一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、特定の階に偏ることなく設ける等不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設け、不特定多数の者等が利用する階（当該階において不特定多数の者等が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して次のイ又はロに定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。
  - イ 地上階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にあるもの
  - ロ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (二) (一)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上とする。ただし、当該数が八の項の(一)の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子利用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして(三)に定める構造の便房をいう。以下同じ。）のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。）に、車椅子利用者用便房を一以上（当該車椅子利用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けるこ

- と。ただし、車椅子使用者が車椅子利用者用便房を利用する上で支障がないものとして(四)に該当する場合は、この限りでない。
- イ 便所設置階の床面積が一平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二
  - ロ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- (三) 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房の構造は、次に掲げるものとする。
  - イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
  - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (四) 車椅子使用者が車椅子利用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する場合とすること。
  - イ 便所設置階が地上階であり、かつ、車椅子利用者用便房を一以上（当該車椅子利用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合
  - ロ 八の項の(二)本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けらるべき車椅子利用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
  - ハ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める場合
    - (イ) 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一平方メートルを超える場合にあっては、(二)のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上）に、男子用の車椅子利用者用便房を一以上設ける場合
    - (ロ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一平方メートルを超える場合にあっては、(二)のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上）に、女子用の車椅子利用者用便房

を一以上設ける場合

- 二 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に八の（二）本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イに規定する施設が同一に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

- （五）（二）に定めるもののほか、（一）の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

- （六）（二）及び（五）に定めるもののほか、（一）の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器及び手すりを一以上設けること。

- （七）別表第一の一の項の（四）から（七）まで、（五）、（六）及び（七）に掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に、不特定多数利用便所を設ける場合は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとする。

- イ ベビーカーその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。
- ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該

便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。

（八）不特定多数利用便所に便座を設ける場合には、一以上の便所に一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の腰掛式便座を設けること。

（九）不特定多数利用便所に併設して洗面所を設ける場合には、一以上の洗面所に次に掲げる構造の洗面器を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。

イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。

ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとすること。

- （一）別表第二の一の部の（一）の項の（一）を次のように改める。
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして（三）に該当する場合は、この限りでない。
- イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイ及びロにおいて同じ。）が二百以下の場合、当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

- ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合、当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
- （二）別表第二の一の部の（二）の次に次のように加える。

- （三）車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次に掲げるものとする。
- イ 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車駐車場を併設する構造のもの（ロにおいて「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- ロ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合するとき。

- (イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。
- (ロ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場の二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場の二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、(一)のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上であること。
- ハ 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下このハにおいて「増築等」という。）を行う場合であつて、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設けるとき。
- (イ) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次のア又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該ア又は(ロ)に定める数
  - ア 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場の二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及び(ロ)において同一。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
  - バ 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
- (ロ) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

別表第二の一の部の一五の項の(一)中

客席数	車椅子使用者が利用できる部分
百席以下のもの	一
百席を超え四百席以下のもの	二
四百席を超えるもの	二に四百席を超える席数二百席（二百席に満

客席数	車椅子使用者が利用できる部分
四百席以下のもの	二
四百席を超えるもの	客席数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

たない端数は、二百席とする。(一)ごとに二を加えた数

ことができる」を「利用できる」に、「八十五センチメートル」を「九十センチメートル」に、「百センチメートル」を「百三十五センチメートル」に改める。

別表第三の二の項の(一)中「廊下等」の下に「(一四)の項の(一)の劇場等の客席の出入口と同項の規定により設ける誘導的基準適合車椅子使用者用部分との間の一以上の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を構成する廊下等を含む。」を加え、同表の三の項の(二)中「利用する階段」の下に「(車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）」を加え、同表の四の項中「(階段に代わり、又はこれに併設する)」を「(三)の項の(二)の規定により設ける」に改め、同表の五の項中「(その乗降ロビー)」の下に「(車椅子使用者用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。）」を、「車椅子使用者用便房」の下に「(一四)の項の(一)に規定する誘導的基準適合車椅子使用者用部分」を加え、「車椅子使用者用客室等」を「車椅子使用者用客室」に、「直接地上へ通ずる出入口がある階」を「地上階」に改め、同表の六の項中「階段又は段に代わり、又はこれに併設する」を削り、「いう」を「いい、三の項の(二)の規定により設けるものに限る」に改め、同表の七の項を次のように改める。

七 便所	(一) 多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
------	--

イ 車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける便房が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる多数の者が利用する便所の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める場合

(イ) 男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

(ロ) 女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

(二) 多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

(三) 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口は、一の項の(一)のイ及びロに掲げるものとする。

(四) 別表第一の一の項の(四)から(七)まで、(五)、(六)及び(三)に掲げる建築物に、多数の者が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げる構造とする。

イ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。

ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。

(五) 多数の者が利用する便所に男子用小便器を設ける場合は、その一以上は床置き式、壁掛式（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とし、手すりを設けること。

(六) 多数の者が利用する便所に便座を設ける場合は、その一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を腰掛け式とすること。

(七) 多数の者が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合は、次に掲げる構造の洗面器を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。

イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。

ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとすること。

別表第三の一〇の項の(一)を次のように改める。

(一) 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車に駐車させる構造のもの（ロにおいて「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

ロ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次の(イ)及び(ロ)に掲げる基準に適合するとき。

(イ) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

(ロ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場の総数。以下この(ロ)において同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

別表第三の一四の項の(一)中「車椅子使用者が利用できる部分」を「誘導的基準適合車椅子

使用者用部分（車椅子使用者用部分であつて、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして）(三)に適合する場所をいう。以下この項において同じ。」に、

客席数	車椅子使用者が利用することができる部分
百席以下のもの	二
百席を超え四百席以下のもの	三
四百席を超えるもの	三に四百席を超える席数二百席（二百席に満たない端数は、二百席とする。）ごとに一を加えた数

を

客席数	誘導的基準適合車椅子使用者用部分
百席以下のもの	二
百席を超え二千二百席以下のもの	客席数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
二千二百席を超え二千以下のもの	客席数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
二千二百席を超えるもの	客席数に一万分の七十五を乗じて得た数

に改め、同項の(二)を次のように改める。

（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に七を加えた数

- (二) (一)の誘導的基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けること。
  - (二) 別表第三の一四の項の(三)を同項の(四)とし、同項の(二)の次に次のとおり加える。
  - (二) (一)の誘導的基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものとする。
    - イ 床は、水平とすること。
    - ロ 車椅子使用者が利用できる部分につき幅九十センチメートル以上、奥行き百四十七センチメートル以上とすること。
    - ハ 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
    - ニ 同伴者用の座席又はスペースを(一)の誘導的基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。
    - ホ 車椅子使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合には次に掲げる構造の傾斜路を設けること。
      - (イ) 幅は、階段に代わるものにあつては内法を百五十七センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百三十五センチメートル以上とすること。
      - (ロ) 勾配は、十五分の一を超えないこと。
      - (ハ) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十七センチメートル以上の踊場を設けること。
      - (ニ) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅が百五十七センチメートル以上の踊場を設けること。
      - (ホ) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。
      - (ヘ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。こと。
      - (ト) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。こと。
- 第二号様式（その一）を次のように改める。

第2号様式（その1）（第7条関係）

整備項目表（建築物）

施設の所在地	
施設の名称	

※ 「適合」欄記載方法  
各基準に適合する場合には「○」を、該当する事項がない場合には「△」を記入してください。

1 移動等円滑化経路

基礎的基準	適合
(1) 次の経路のうちそれぞれ1以上を移動等円滑化経路 イ 道等から利用居室までの経路（※1）（※2） ロ 利用居室から車椅子利用者用便所までの経路（※1） ハ 車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路（※1）	
(2) 移動等円滑化経路 その他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	

- ※1 当該利用居室が15の項(1)の劇場等の客席である場合には、車椅子利用者用経路を含む。
- ※2 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、当該地上階とその直上階又は直下階との間の移動に係る部分を除く。
- ※3 一の階と他の階との間の移動に係る部分の適用は、次の建築物に限る。
- ・別表第1の1の項(1)（特別支援学校に限る。）、(2)、(3)、(5)、(11)、(12)、(13)及び(23)に掲げる1,000㎡以上の建築物
  - ・別表第1の1の項(2)に掲げる50㎡以上の建築物
  - ・別表第1の1の項(4)、(6)、(7)、(8)、(14)、(15)、(16)、(19)、(20)及び(22)に掲げる2,000㎡以上の建築物

2 出入口

基礎的基準	適合
移動等円滑化経路を構成する出入口 イ 幅は、内法8.0cm以上（直接地上へ通ずる出入口を除く。） ロ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法9.0cm以上	
イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	

3 廊下等

基礎的基準	適合
(1) 不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等 イ 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ ロ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（※1）に点状フロッグ等を敷設（※2）	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等 イ 幅は、内法12.0cm以上 ロ 5.0m以内ごとに車椅子の取回に支障がない場所を設置 ハ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし ニ 2の項に定める出入口、6の項又は7の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平（※3）の施設であつては、手すりの設置	

- ※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。
- ※2 以下の場合を除く。
- ・勾配が1/2.0以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ1.6cm以下で勾配1/1.2以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
- ※3 別表第1の1の項(2)、(3)及び(11)に掲げる建築物

令和八年三月三十一日

4 階段

基礎的基準	適合
(1) 不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段 イ 踊場を除き、手すりの設置 ロ 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ ハ 階面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる ニ 段鼻の突き出し段の他つまずきの原因となるものを設けない構造 ホ 段部分の上端に近接する踊場の部分（※1）に点状フロッグ等を敷設（※2） ヘ 主たる階段は回り階段でない。（※3）	
(2) (1)の階段のうち1以上 イ 幅は、内法12.0cm以上 ロ 踊場に手すりの設置	

- ※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。
- ※2 以下の場合を除く。
- ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

基礎的基準	適合
(1) 不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するもの） イ 勾配が1/1.2を超え、又は高さが1.6cmを超える傾斜部分に手すりの設置 ロ 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ ハ 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる。 ニ 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分（※1）に点状フロッグ等を敷設（※2）	
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するもの） イ 幅は、内法12.0cm以上（階段に併設する場合は、9.0cm以上） ロ 勾配は、1/1.2以下（高さが1.6cm以下の場合には、1/8以下） ハ 高さが7.5cmを超えるものは、高さが7.5cm以内ごとに階幅15.0cm以上の踊場を設置	

- ※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。
- ※2 以下の場合を除く。
- ・勾配が1/2.0以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ1.6cm以下で勾配1/1.2以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

大分県報号外（規則）



9 客室等

基礎的基準		適合
(1) 客室総数50以上のホテル・旅館又は1,000㎡以上の社会福祉施設等(病院及び診療所を除く。)	客室総数50以上のホテル・旅館又は1,000㎡以上の社会福祉施設等(病院及び診療所を除く。)	
(2) 同一階に車椅子使用者用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便房が設けられている場合はこの限りでない。	同一階に車椅子使用者用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便房が設けられている場合はこの限りでない。	
(3) 不特定かつ多数の者が利用する19の項の構造の浴室が設けられている。	不特定かつ多数の者が利用する19の項の構造の浴室が設けられている。	
10 敷地内の通路		
(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者・障害者等が利用する敷地内の通路	<p>基礎的基準</p> <p>イ 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ</p> <p>ロ 段が</p> <p>(イ) 手すりの設置</p> <p>(ロ) 階面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できる。</p> <p>(ハ) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造</p> <p>(ニ) 勾配が1/12を超え、又は高さが1.6cmを超え、かつ傾斜路とによりその存在を容易に識別できる。</p> <p>(ホ) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキヤスラー等が落ち込まない構造</p> <p>幅は、1.20cm以上</p>	適合
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路	<p>イ 5.0m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置</p> <p>ロ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし</p> <p>ハ (イ) 幅は、1.20cm以上(段に併設する場合は、9.0cm以上)</p> <p>ニ 傾斜路</p> <p>(イ) 勾配は、1/12以下(高さが1.6cm以下の場合)、1/8以下(高さが7.5cmを超えるもの(勾配が1/2.0を超えるものに限る。))は、高さが7.5cm以内ごとに幅幅1.50cm以上の柵場を設置</p>	適合

令和八年三月三十一日

11 駐車場

基礎的基準		適合
(1) 不特定多数利用駐車場で車椅子使用者用駐車施設を設置する場合	<p>イ 駐車場に設ける駐車施設の数(※1)が2.0以下の場合、駐車施設の数に2/1.00を乗じて得た数(端数切上げ)の(※2)イ・ロ・ハのいずれかに該当する場合は除外)</p> <p>ロ 駐車場に設ける駐車施設の数(※1)が2.00を超える場合、駐車施設の数に1/1.00を乗じて得た数(端数切上げ)に2を加えた数(※3)イ・ロ・ハのいずれかに該当する場合は除外)</p>	適合
(2) 車椅子使用者用駐車施設	<p>イ 幅は、3.50cm以上</p> <p>ロ 1の項の(1)ハの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置</p>	適合
(3) 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないもの	<p>イ 不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設置されている場合</p> <p>(イ) 不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設置</p> <p>(ロ) 不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(※2)及び不特定多数利用駐車場の敷地面積(※3)イ又はロに換算する場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</p>	適合
※1 駐車場を2以上設ける場合においては、駐車場に設ける駐車施設の総数		
※2 不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合においては、不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数		
※3 不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合においては、不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数		
12 柵		
エレベーターその他の高齢者・障害者等の見やすい位置に設置段を表示する柵	表示内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210.0に適合)	適合
13 案内設備		
(1) 不特定かつ多数の者が利用する建築物	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を表示した案内板等を設置(※1)(※2)	適合
(2) 不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者等が利用する建築物	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を、文字等の浮き彫りに表示する案内板又は口音による案内(※2)に示す設備の設置(※2)	適合
※1 エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		
※2 案内所を設ける場合は、この限りでない。		

大分県報号外(規則)

1.4 案内設備までの経路

基 礎 的 基 準		適 合
(1) 道等から1.3の項の(2)の設備又は案内所までの経路（※1）のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（※2）	イ 線状ゾロゾロ等・点状ゾロゾロ等の敷設又は盲算導盲装置の設置	
(2) 視覚障害者移動等円滑化経路	ロ 点状ゾロゾロ等を敷設	
	ハ (イ) 車路に接する部分	
	ニ (ロ) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分（※4）	
	ヒ (ハ) 車路を横断する部分	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

・自動車車庫に設ける場合

・受付等から建物出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が1.4の項の(2)に定める基準に適合する場合

※3 進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

※4 以下の部分を除く。

- ・勾配が1/2.0以下の傾斜部分の上端に近接する部分
- ・高さ1.6cm以下で勾配1/1.2以下の傾斜部分の上端に近接する部分
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

1.5 客席

(1) 客席	基 礎 的 基 準	適 合
※1 (※1)の施設の客席	車椅子使用者が利用できる部分に次に定める数以上設置	適合
	客席数	
	400席以下のもの	2
	400席を超えるもの	客席数に1/2.00を乗じて得た数（端数を四捨五入）
(2) 車椅子使用者が利用できる部分	イ 床は、水平	
	ロ 車椅子使用者が利用できる部分1につき幅9.0cm以上、奥行き13.5cm以上	
	ハ 車椅子使用者が利用できない部分に次に定める数以上設置	
	イ (イ) 幅は、内法12.0cm以上（階段に併設する場合、は、9.0cm以上）	
	ロ (ロ) 勾配は、1/1.2以下（高さが1.6cm以下の場合、は、1/8以下）	
	ハ (ハ) 高さが7.5cmを超えるものは、高さが7.5cm以内の通路に高低差がある場合に、傾斜1.50cm以上の距離を設ける	
	ニ (ニ) 手すりの設置	
	ヒ (ホ) 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	

※1 別表第1の1の項の(4)及び(5)に掲げる建築物

1.6 改札口

基 礎 的 基 準	適 合
改札口を設ける場合（1以上）	幅は、8.0cm以上

1.7 記載用カウンター

基 礎 的 基 準	適 合
受付等に記載用カウンターを設ける場合（1以上）	車椅子使用者が利用できる措置

1.8 公衆電話所

基 礎 的 基 準		適 合
公衆電話所を設ける場合（1以上）	イ 聴覚障害者に対応した電話機の設置	
	ロ 電話台の高さは、7.5cm	
	ハ 電話台の下部に高さ6.5cm以上で奥行き4.5cm以上の隠込みを設置	

1.9 浴室

基 礎 的 基 準		適 合
※1 (※1)の施設に浴室を設ける場合（1以上）	イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	
	ロ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	
	ハ 出入口	
	ニ (イ) 幅は、内法8.0cm以上	
	ヒ (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
	ニ 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げ	

※1 社会福祉施設等若しくは公衆浴場で1,000㎡以上のもの又はホテル・旅館で5,000㎡以上のもの

2.0 更衣室又はシャワー室

基 礎 的 基 準		適 合
※1 (※1)の施設に更衣室・シャワー室を設ける場合（1以上）	イ 更衣室（1以上の区画）	出入口の幅は、内法8.0cm以上
	ロ シャワー室（1以上の区画）	出入口の幅は、内法8.0cm以上、手すりの設置、高さ4.0cmから4.5cmまでの腰掛り台を設置

※1 社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で1,000㎡以上のもの又は学校

2.1 授乳及びおむつ交換場所

基 礎 的 基 準	適 合
※1 (※1)の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置、出入口付近にその旨表示

※1 別表第1の1の項の(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(19)及び(23)に掲げる2,000㎡以上の建築物

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

誘導的基準整備項目表

施設の所在地	
施設の名称	

※「適合」欄記載方法  
各基準に適合する場合には「○」を、該当する事項がない場合には「△」を記入してください。

1 出入口		誘導的基準	適合
(1) 多数の者が利用する出入口（※1）	イ	幅は、内法9.0cm以上	
	ロ	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
(2) 多数の者が利用する直接地上に通じる出入口（1以上）	イ	幅は、内法1.35cm以上	
	ロ	戸は、自動的に開閉する構造とし、かつその前後に高低差なし	

※1 2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。

2 廊下等（※1）		誘導的基準	適合
多数の者が利用する廊下等	イ	幅は、内法1.80cm以上（廊下等の末端の付近及び区間5.0m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設置する場合は、1.40cm以上）（※2）	
	ロ	表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ハ	階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（※3）に点状ゾロック等を敷設（※4）	
	ニ	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし（※2）	
	ホ	廊下等に向かつて開く戸を設ける場合、戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障が生じない措置	
	ヘ	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等（突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障が生じない措置）	
	ト	休憩用設備を適切な位置に設置	
	チ	1の項に定める出入口、5の項又は6の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平	
	リ	手サリの設置	

- ※1 車椅子使用者用通路を構成する廊下等を含む。
- ※2 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等である場合は、この限りでない。
- ※3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。
- ※4 以下の場合を除く。
  - ・勾配が1/2.0以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ1.6cm以下で勾配1/1.2以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合

3 階段

誘導的基準		適合
(1) 多数の者が利用する階段	幅は、内法150cm以上	
	けあげの寸法は、16cm以下	
	ハ 踏面の寸法は、30cm以上	
	ニ 両側に手すりの設置	
	ホ 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる。	
	ト 段鼻の突き出しその他つますきの原因となるものを設けない構造	
	チ 段部分の上端に近接する踊場の部分（※1）に点状ブロック等を敷設（※2）	
	リ 主たる階段は、回り階段でない。	
(2) 多数の者が利用する階段（※3）を設ける場合	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときは5の項に定めるものに限る。）を設置（※4）	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

・自動車車庫に設ける場合

※3 車椅子使用者用通路を構成する階段を含む。

※4 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合は、この限りでない。

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

誘導的基準		適合
多数の者が利用する傾斜路（3の項(2)の規定により設けるものに限る。）	イ 幅は、内法150cm以上（階段に併設する場合は、135cm以上）（※1）	
	ロ 勾配は、1/12以下（※1）	
	ハ 高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに階幅150cm以上の踊場を設置（※1）	
	ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合、当該交差又は接続する部分に階幅150cm以上の踊場を設置（※1）	
	ホ 両側に手すりの設置	
	ヘ 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ト 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる。	
	チ 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分（※2）に点状ブロック等を敷設（※3）	

※1 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路である場合は、この限りでない。

※2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※3 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

5 エレベーター及びその乗降ロビー（※1）

誘導的基準		適合
(1) 多数の者が利用するエレベーター	利用居室、車椅子使用者用厚、14の項(1)に規定する誘導的基準適合車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は18の項の浴室のある階及び地上階に停止するエレベーターを設置	
(2) 1以上のエレベーター	主たる廊下等に近接した位置に設置	
	イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、内法90cm以上	
	ロ 籠の奥行きは、内法135cm以上	
	ハ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、内法180cm以上	
	ニ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	
	ホ 籠内に停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	
	ヘ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
	ト 籠内に扉の開閉状況を確認できる鏡及び手すりの設置	
	チ 籠の幅は、内法140cm以上	
	リ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造	
	ヲ 籠内に、到着階、籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	
	ル 籠内及び乗降ロビーの制御装置は、(イ)文字等の浮き彫り、(ロ)音による案内、(ハ)点字及び(イ)又は(ロ)に類するものにより視覚障害者が円滑に操作できる構造	
	ラ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
(3) (1)のエレベーターのうち(2)の構造以外のもの	籠及び昇降路の出入口の幅は、内法80cm以上	
	籠の奥行きは、内法135cm以上	
	乗降ロビーの幅及び奥行きは、内法150cm以上	
	籠の幅は、内法140cm以上	
	籠は、車椅子の転回に支障がない構造	

※1 車椅子使用者用通路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

誘導的基準		適合
特殊な構造又は使用形態のエレベーター	エレベーター	
	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	
	他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1485号の第1に規定するものをい）、3の項(2)の規定により設けるものに限る。）	
	エレベーター	
	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
	エレベーター	
	籠の幅は、内法70cm以上、その奥行きは、内法120cm以上	
	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。	
	エレベーター	
	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	

7 便所

誘導的基準		適合
(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合	車椅子使用者用便房を1以上設置(※1)(※2) 車椅子使用者用便房 腰掛便座、手すり等の適切な配置 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	
(2) 多数の者が利用する階	高齢者、障害者等が円滑に利用できる十分な空間の確保 た便房(オストメイト対応)を1以上設置(※1)	
(3) 車椅子使用者用便房及び当該便房設置場所の出入口	幅は、内法90cm以上	
(4) (※3)の施設に多数の者が利用する便所を設ける場合	イ ペニーチエア等を設けた便房を1以上設置、(便房及び便所の出入口にその旨表示 ロ ペニーチエア等を設置(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)、便所の出入口にその旨表示	
(5) 多数の者が利用する便所に男子用小便器を設ける場合	床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器及び手すりを1以上設置	
(6) 多数の者が利用する便所に便座を設ける場合	1以上の腰掛式便座の設置	
(7) 多数の者が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合	イ 以上の洗面器具 ロ 洗面に手すりの設置 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なもの	

- ※1 当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上
- ※2 以下のいずれかに該当するものを除く。  
・車椅子使用者用便房を1以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- ※3 別表第1の1の項の(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(19)及び(23)に掲げる建築物

8 客室等

誘導的基準		適合
(※1)の施設にベントを設ける客室等を設ける場合	(1) 車椅子使用者用客室等を設置 ホテル・旅館・客室総数200超・客室総数200超：客室総数×1/100+2以上 社会福祉施設 1以上	
(2) 出入口	(イ) 幅は、内法90cm以上 (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、かつその前後に高低差なし	
便所	(イ) 便所内に車椅子使用者用便房を設ける 車椅子用便房 腰掛便座、手すり等の適切な配置 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保 (ロ) 車椅子用便房及び当該便所の出入口	
	a 幅は、内法80cm以上 b 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、かつその前後に高低差なし	

令和八年三月三十一日

誘導的基準		適合
浴室又はシャワー室(※2)	(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置 (ロ) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保 (ハ) 出入口 a 幅は、内法80cm以上 b 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、かつその前後に高低差なし (ニ) 洗いや湯の床面は、滑りにくい材料で仕上げ (ホ) 非常ボタン等の設置	

- ※1 ホテル・旅館又は1,000㎡以上の社会福祉施設等(病院及び診療所を除く。)
- ※2 不特定かつ多数の者が利用する18の項の構造の浴室が設けられている場合は、この限りでない。

9 敷地内の通路

誘導的基準		適合
多数の者が利用する敷地内の通路	(1) 幅は、180cm以上(段がある部分、傾斜路を除く。)(※1)(※2) (2) 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
(3) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、かつその前後に高低差なし(※1)(※2)	イ 幅は、150cm以上 ロ けあげの寸法は、16cm以下 ハ 踏面の寸法は、30cm以上 ニ 両側に手すりの設置 ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる。 ヘ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 ト 主たる階段は、回り階段でない。	
(5) 段を設ける場合	段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーターその他の昇降機を設置(※1)(※2) イ 幅は、150cm以上(段に併設する場合は、135cm以上) ロ 勾配は、1/15以下(※1)(※2)	
(6) 傾斜路又は接続する部分に傾斜150cm以上の踊場を設置(※1)(※2)	ハ 高さが75cmを超えるものは、高さが75cm以内ごとに階幅150cm以上の踊場を設置(※1)(※2) ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合、当該交差路又は接続する部分に傾斜150cm以上の踊場を設置(※1)(※2) ホ 両側に手すりの設置	
(7) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる。	

- ※1 敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により規定によることが困難である場合は、車寄せから直接地上に通じる出入口までの敷地内の通路の部分に限って適用する。
- ※2 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路である場合は、適用しない。

大分県報号外(規則)

1 0 駐車場		誘導的基準		適合
(1) 多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(※1)に2/100を乗じて得た数(端数切上げ)の駐車場使用数(イ又はロのいずれかに該当する場合は除外)者用駐車施設を設置する場合	イ	多数利用機械式駐車場及び多数利用機械式駐車場の多数利用駐車場の基準に適合するとき	(イ) 多数利用機械式駐車場の出入口の部分に駐車場使用数が円滑に自動車で乗降することが可能な場所が1以上設置 (ロ) 多数利用機械式駐車場の出入口の部分に駐車場使用数が円滑に自動車で乗降することが可能な場所が1以上設置	
(2) 車椅子使用者用駐車施設	イ	幅は、3.50cm以上		
(3) フラズワンプ駐車区画	ロ	利用居室に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設置 車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者用駐車施設に至る通路に屋根を設置 車椅子使用者用駐車施設の近くに、妊産婦、傷病者等移動に配慮が必要となる人のための駐車施設を設置		

※1 駐車場を2以上設ける場合においては、駐車場に設ける駐車施設の総数  
※2 多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合においては、多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数

1 1 標識		誘導的基準		適合
エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設	イ	高齢者、障害者等の見やすい位置に設置 表示内容が容易に識別できるもの(日本工業規格Z8210に適合)		

1 2 案内設備		誘導的基準		適合
(1) エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等を設置(※1)(※2)	イ			
(2) エレベーターその他の昇降機、便所の配置を、イ文字等の浮き彫り、ロ音による案内、ハ点字及びビイ又はロに類するものにより視覚障害者に示す設備の設置(※2)	ロ			

※1 エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に確認できる場合は、この限りでない。  
※2 案内所を設ける場合は、この限りでない。

1 3 案内設備までの経路		誘導的基準		適合
(1) 道等から1.2の項の(2)の設備又は案内所までの主たる経路(※1)を視覚障害者移動等円滑化経路(※2)視覚障害者移動等円滑化経路	イ	緑状プロック等・点状プロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(※3)	(イ) 車路に接する部分 (ロ) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分(※4)	
(2) 点状プロック等を敷設	ロ			
(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分	ハ			

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。  
※2 以下の場合を除く。  
・自動車車庫に設ける場合  
・受付等から建物出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が別表2の1建築物の基礎的基準の1.4の項の(2)に定める基準に適合する場合  
・進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。  
※3 以下の部分を除く。  
・勾配が1/2.0以下の傾斜部分の上端に近接する部分  
・高さ1.6cm以下で勾配1/1.2以下の傾斜部分の上端に近接する部分  
・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

1 4 客席		誘導的基準		適合
(1) 客席	イ	客席には誘導的基準適合車椅子使用者用部分を次に定める数以上設置		
(2) 客席	ロ	客席には誘導的基準適合車椅子使用者用部分を次に定める数以上設置		
(3) 客席	ハ	客席には誘導的基準適合車椅子使用者用部分を次に定める数以上設置		
(4) 客席	ニ	客席には誘導的基準適合車椅子使用者用部分を次に定める数以上設置		

※1 別表第1の1の項の(4)及び(5)に掲げる建築物

1.5 改札口

誘導的基準	
改札口を設ける場合（1以上）	幅は、9.0cm以上
	適合

1.6 記載用カウンター

誘導的基準	
受付等に記載用カウンターを設ける場合（1以上）	車椅子使用者が利用できる措置
	適合

1.7 公衆電話所

誘導的基準	
公衆電話所を設ける場合（1以上）	聴覚障害者に対応した電話機の設置
	適合
	電話台の高さは、7.5cm
	電話台の下部に高さ6.5cm以上で奥行き4.5cm以上の蹴込みを設置
	適合

1.8 浴室

誘導的基準	
多数の者が利用する浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	
多人数が利用する浴槽を設ける場合（1以上）	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保
	幅は、内法9.0cm以上
	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし
	洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げ
	適合

1.9 更衣室又はシャワー室

誘導的基準	
（※1）の施設に更衣室・シャワー室を設ける場合（1以上）	出入口の幅は、内法9.0cm以上
	シャワー室の出入口の幅は、内法9.0cm以上、手すりの設置、高さ（1以上）の区画
	シャワー室の出入口の幅は、内法9.0cm以上、手すりの設置、高さ（1以上）の区画
	4.0cmから4.5cmまでの腰掛け台を設置
	適合

※1 社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で1,000㎡以上のものは学校

2.0 授乳及びおむつ交換場所

誘導的基準	
（※1）の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置、出入口付近にその旨表示
	適合

※1 別表第1の1の項の(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(19)及び(23)に掲げる建築物

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号）第十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の指導及び助言並びに同条例第二十条第二号及び第三号の規定による勧告（以下「指導等」という。）を行う場合における別表第二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる届出に係る指導等について適用し、施行日前にされた届出に係る指導等については、なお従前の例による。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十九号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成八年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「開設」を「開設等」に改め、同条中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 オンライン診療受診施設設置届（第十四号様式（二）

第九条中「助産所」の下に「・オンライン診療受診施設」を、「開設届出」の下に「・設置届出」を加える。

第十条及び第十一条中「助産所」の下に「・オンライン診療受診施設」を加える。

第十二条の見出し中「開設者」を「開設者等」に改め、同条中「助産所」の下に「・オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設（設置）者」に改める。

第二十条中「第二十七条第三項」の下に、「第二十七条の三第二項」を、「診療用放射線照射器具（）」の下に「診療用放射性同位元素使用器具・」を加える。

第二十二条の見出し中「診療用放射性同位元素等」を「診療用放射性同位元素使用器具等」に改め、同条中「施行規則」の下に「第二十七条の三第一項又は」を加え、「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」に改める。

第二十三条及び第二十四条中「放射性同位元素装置診療機器」の下に「・診療用放射性同位元素使用器具」を加える。

第二十五条中「放射性同位元素装備診療機器」の下に「診療用放射性同位元素使用器具」を加え、「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」に改める。

第十一号様式中

「 8 嘱託医師の対応が困難な場合、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（分娩を取り扱う助産所に限る。）

住 所	
氏 名	

「 8 嘱託医師の対応が困難な場合、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（分娩を取り扱う助産所に限る。）

住 所	
氏 名	

9 勤務する医師又は歯科医師によるオンライン診療（病院又は診療所の場合）

オンライン診療の実施の有無	有 ・ 無
---------------	-------

改める。

第十四号様式中「医療法第8条」や「医療法第8条第1項」に

「 19 病室（病床数 室 床）

室 番 号	階 別	1室の収容定員	1人当たり床面積	1室の採光面積	1室の床面積
		人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

「 19 病室（病床数 室 床）

室 番 号	階 別	1室の収容定員	1人当たり床面積	1室の採光面積	1室の床面積
		人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

20 勤務する医師によるオンライン診療

オンライン診療の実施の有無	有 ・ 無
---------------	-------

改める。

第十四号様式中「医療法第8条」や「医療法第8条第1項」に

「 15 歯科用エックス線装置

製 作 者 名	型 式	最大管電圧	最大管電流

15 歯科用エックス線装置

製 作 者 名	型 式	最大管電圧	最大管電流

16 勤務する歯科医師によるオンライン診療

オンライン診療の実施の有無	有 ・ 無
---------------	-------

改める。

第十四号様式中「医療法第8条」や「医療法第8条第1項」に改める。同様の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2 (第8条関係)

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

下記のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

記

施設の名 称			
設 置 の 場 所	〒 電話番号		
敷 地 の 面 積	㎡		
建 物 の 構 造 概 要	造	建面積	㎡
	階建	延面積	㎡
	建築物の一部を使用する場合	階建の中 造 室	階 ㎡
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号		
設 置 年 月 日			

添付書類

- 1 敷地の平面図
- 2 建築物の平面図
- 3 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例

(備考)

- ・車面を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとし、「敷地の平面図」及び「建築物の平面図」は添付不要とする。
- ・「設置の場所」の欄については、当該車面が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建築物の構造概要」の欄については、当該車面の車種・車名・車両番号を記載すること。

第十五号様式中「助産所」の次に「・オンライン診療受診施設」を、「開設届出」の次に「・設置届出」を、「第4条第3項」の次に「・第4条第4項」を加える。

第十六号様式から第十八号様式までの規定中「助産所」の次に「・オンライン診療受診施設」を加え、「(届出)を」「(開設届出・設置届出)に改める。

第十九号様式中「助産所」の次に「・オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設(設置)者」に、「失そう」を「失踪」に、「(届出)を」「(開設届出・設置届出)に改める。

第二十七号様式を次のように改める。

第27号様式（第20条関係）

第二十九号様式を次のように改める。

〔診療用放射線照射器具〕 翌年使用予定届  
 診療用放射性同位元素使用器具  
 診療用放射性同位元素  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

管理者 氏 名

電話番号( ) —

下記のとおり医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項(第27条の3第2項、第28条第2項)の規定により、診療用放射線照射器具(診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)の翌年使用予定を届け出ます。

記

病院(診療所)の名称及び所在地	名 称		種 類	物 理 的 減 期	形 式	個 数	量 数	種 類	形 状	年間使用予定数量 (ベクレル)
	名	所 在 地								
翌年使用予定放射線物質	陽電子断層撮影放射線同位元素 診療用放射性同位元素又は 物理的減期三十日以下							種		
								形		
								個		
								数		

第29号様式 (第22条関係)

〔診療用放射性同位元素使用器具〕 備付届  
 〔診療用放射性同位元素〕 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

大分県知事 殿

年 月 日

住所 氏名 管理者  
 電話番号( ) —

下記のとおり病院(診療所)に診療用放射性同位元素使用器具(診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を備えたいので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第1項(第28条第1項)の規定により届け出ます。

記

病院(診療所)の名称及び所在地	名称			
	所在地			
同位元素の概要 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 診療用放射性同位元素又は診療用器具	種類			
	形状			
	年間使用予定数量(ベクレル)			
	最大貯蔵予定数量(ベクレル)			
	3月間最大使用予定数量(ベクレル)			
1日最大使用予定数量(ベクレル)				
を診療用する者 影写装置又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用器具	氏名	職	種	放射線診療に関する経歴
	氏名			
予定使用開始時期	年	月	日	

使用の場所	管理室	有・無
	処置室	有・無
使用画面	準備室	有・無
	専用待機室	有・無
患者治療室	治療室	有・無
	建築物の構造	耐火構造・不燃材料・その他( )
遮蔽物	構造	天井 壁 床 出入口 開口部
	材料	
厚さ(cm)	突起物・くぼみ	有・無 有・無 有・無 有・無
	突起物・くぼみ	有・無 有・無 有・無 有・無
汚染場所の構造措置 のそれぞれのある	目地・すきま	有・無 有・無 有・無 有・無
	平滑施工をした表面仕上	有・無 有・無 有・無 有・無
出入口の数	耐腐食性	有・無 有・無 有・無 有・無
	耐浸透性	有・無 有・無 有・無 有・無
出入口の構造	通常出入口	有・無
	非常出入口	有・無
汚染検査に必要な放射線測定器	汚染除去用器材	有・無
	汚染除去用洗浄設備	有・無
更衣室の洗浄設備	汚染除去用洗浄設備	有・無
	準備室に設ける洗浄設備	有・無
洗浄設備の排水設備への連結	フロード・グロウアップボックス等	有( )・無
	排気施設への連結	有・無

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の構造設備

貯蔵施設 の 構造 設備	貯蔵方	貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所	別添図面のどおり	
	貯蔵施設の構造	鉄筋コンクリート・金庫 その他（ ）	
	貯蔵施設の遮蔽材料	通常出入口	箇所
		非常口	箇所
	貯蔵室の構造 の出入口	出入口の数	有・無
		特定防火設備に該当する防火 戸	有・無
	貯蔵室の閉鎖設備	鍵・その他（ ）	有・無
		鍵・その他（ ）	有・無
	貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮蔽材料	有・無
空気汚染防止措置		有・無	
液体こぼれ防止措置		有・無	
液体浸透防止装置		有・無	
受皿・吸収剤		有・無	
貯蔵物の種類及び数量の表示		有・無	
標識		有・無	
貯蔵施設の標識	有・無		
運搬容器に関する構造設備	空気汚染防止措置	有・無	
	液体こぼれ防止装置	有・無	
	液体浸透防止装置	有・無	
	運搬物の種類及び数量の表示	有・無	
	標識	有・無	

廃棄施設の 構造 設備	排水設備	構造、容量及び基数	地上式・その他（ 貯留槽 $m^3 \times$ 基・希釈槽 $m^3 \times$ 基）
		排水監視施設	有・無
		漏水、浸透、腐食防止措置	有・無
	排水設備	処理槽の排液採取設備	有・無
		排液流失調整装置	有・無
		標識	有・無
	排気設備	排風機の能力及び基数	$m^3/時 \times$ 基
		排気監視設備	有・無
		漏洩、腐食防止措置	有・無
	排気設備	故障時に急速なる措置	有・無
		標識	有・無
		外部と区画された構造	有・無
	保管設備	閉鎖設備	有・無
		耐火構造の措置	有・無
		空気汚染防止措置	有・無
汚染除去用器	漏水、浸透、腐食防止措置	有・無	
	標識	有・無	
	汚染検査に必要な放射線測定器	有・無	
放射線治療病室 の 構造 設備	汚染除去用器	有・無	
	汚染除去用洗浄設備	有・無	
	更衣設備	有・無	
標識	有・無		



第33号様式（第25条関係）

〔診療用放射性同位元素使用器具〕 廃止後の措置届  
 〔診療用放射性同位元素〕  
 〔陽電子断層撮影診療用放射性同位元素〕

大分県知事 殿

管理者

住所

年 月 日

氏名

電話番号（ ） -

年 月 日付で廃止した診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）については、下記のとおり措置しましたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。

記

病院（診療所）の名称及び所在地	名称
	所在地
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染除去の概要	
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	

注 診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の医療法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事

佐

藤

樹 一郎

大分県規則第二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「令第五十八条の規定による国家検定の申請書」を削り、「本条」を「この条」に、「第百五十九条の五第一項」を「第百五十九条の五」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月一日から施行する。

大分県母子・父子福祉センター利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事

佐

藤

樹 一郎

大分県規則第二十一号

大分県母子・父子福祉センター利用規則の一部を改正する規則

大分県母子・父子福祉センター利用規則（昭和六十一年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「午前八時三十分」を「午前十時」に改め、「日曜日及び」を削る。第三条第一項の表中「土曜日」を「日曜日及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十二号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出し中「及び指定障害児入所施設の指定の申請等」を「の再開の届出等」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第三号様式中「養育施設等」を「公営医療施設等」に改める。

第三号様式の二及び第三号様式の三を次のように改める。

第三号様式の二及び第三号様式の三 削除

第四号様式の六中「被保険者証」と「公的医療保険」及び「80万円」と「80万9千円」に改める。

第四号様式の九中「医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証」と「障害児入所医療受給者証及びマイナンバーカード（健康保険証の利用登録がされているもの）又は資格確認書」を改める。

第十五号様式（の六一）中

2 定員の変更の場合

(1) 定員の変更

新定員 名 (旧定員 名)

(2) 変更予定年月日

年 月 日

(3) 変更の理由（詳細に記載すること。）

(4) 施設の平面図（部屋ごとに面積を記入する等詳細なものとする。）

2 運営の方法の変更の場合

(1) 定員の変更の場合

ア 定員の変更

新定員 名 (旧定員 名)

イ 変更予定年月日

年 月 日

ウ 変更の理由（詳細に記載すること。）

エ 施設の平面図（部屋ごとに面積を記入する等詳細なものとする。）

(2) その他の変更の場合

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二、第三号様式の二及び第三号様式の三の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

(改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の児童福祉法施行細則第三号様式、第四号様式の六、第四号様式の九及び第十五号様式（その一）の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部

を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年大分県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「の申請等」を「を受けた旨の掲示」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条の見出し中「変更の」を削り、同条第一項中「、省令第三十四条の二十三第一項各号に掲げる事項並びに省令第三十四条の二十六第一項及び第三十四条の五十八第一項に規定する事項の変更にあっては変更届出書（第五号様式）により」を削る。

第一号様式を次のように改める。

令和八年三月三十一日

大分県報号外（規則）

第一号様式 別添

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第四号様式及び第五号様式 別添

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十四号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和二十六年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「四百二十円」を「四百五十円」に改め、同条第二号中「四千四百円」を「五千円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中

生 年 月 日  
を

生 年 月 日  
年 月 日

姓 別	男 ・ 女
個 人 番 号	

「沖繩県」を「熊本県及び沖繩県」に、「あて先」を「宛先」に改める。  
第十号様式を次のように改める。

に

第10号様式 (第11条関係)

クリーニング師免許申請書

年 月 日

大分県知事 殿

(ふりがな)  
氏名

クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本 籍 地	都・道・府・県
住 所	
生 年 月 日	年 月 日
性 別	男 ・ 女
個 人 番 号	
業務を行おうとする場所	

添付書類

- 1 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)
- 2 業務を行おうとする場所を記載した書類

備考

- 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、氏名の下に旧姓を記入すること。
- 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、氏名の下に通称名を記入すること。
- 3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合において、住民票の写しを提出するときは、旧姓又は通称名が記載されたものを提出すること。

第十一号様式中

生 年 月 日 年 月 日  
を

生 年 月 日 年 月 日  
性 別 男 ・ 女  
個 人 番 号  
に

「又は」や「、又は」は、「沖縄県」や「熊本県及び沖縄県」に代る。  
第十一号様式を次のように改定する。

第12号様式（第13条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

大分県知事 殿

氏名

クリーニング師免許証の記載事項に変更を生じたので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

住所	
生年月日	年 月 日
性別	男 ・ 女
個人番号	本籍 ・ 氏名
変更事項	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	
変更の理由	

添付書類

- 1 クリーニング師免許証
- 2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 3 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、通称名の記載がある住民票の写し

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則第九号様式から第十二号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十六号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「四百二十円」を「四百五十円」に改め、同項第二号中「四千四百円」を「五千円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十七号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（令和三年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。  
第四号様式中「自動販売機」の次に、「全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	

を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

改める。

第六号様式中「全自動調理機」の次に、「全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に

改める。

第七号様式中「全自動調理機」の次に、「全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に

改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則第四号様式、第六号様式及び第七号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十八号

**大分県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則**

大分県給水施設条例施行規則（昭和五十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「の各号」を削り、同項第二号ただし書中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十九の項及び四十七の項から五十二の項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十九号

**大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則**

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則（平成九年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第11条関係）

家庭状況調査書

1 申請者（本人）について

申請者（本人）	日本国	日本国以外		
国籍 在留資格	〔国籍が「日本国以外」の人のみ回答〕			
	永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・家族滞在			
	（在留資格が「法定特別永住者」、永住者」以外の人のみ回答）			
	滞在 期間	年 月		
	永日 意住本 意すに	（在留資格が「定住者」の人のみ回答）	あり	なし
日本 時入へ 期国	（在留資格が「家族滞在」の人のみ記入） ※国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国して いましたか。		はい	いいえ
了から日 の本 の 有 無 修 ま 校	（在留資格が「家族滞在」の人のみ回答）		している	していない
すし本 るてに 意定航 思着労	（在留資格が「家族滞在」の人のみ回答）		あり	なし
在学・履歴情報（通っていた進学前の小学校～高等学校等のうち最初に卒業した学校について） ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入してください。 ※在留資格が「家族滞在」の人のみ小学校・中学校についても記入してください。				
小学校名 （出身学校名）	卒業年月	年 月		
中学校名 （出身学校名）	卒業年月	年 月		
高等学校名 （出身学校名）	卒業年月	年 月		
施設等 在籍状 況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。 はい			
	いいえ			
	（上記「はい」と答えた人のみ回答） 児童養護施設に入所 児童心理治療施設に入所 児童自立支援施設に入所 児童心理治療施設に入所 児童自立支援施設に入所 ファミリーホームで養育			

2 生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無にかかわらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。  
（生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としていきます。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。（最大2名））

生計維持者 1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名	（□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。） 〒		
	現住所	〒		
	生年月日	年 月	日生	
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	いいえ	
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	いいえ	

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名	（□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。） 〒		
	現住所	〒		
	生年月日	年 月	日生	
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	いいえ	
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	いいえ	

3 資産の申告

申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)の資産額(1万円未満は切り捨てて記入)	申請者(あなた)	生計維持者1	生計維持者2
	合計		

※ 申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」(原本)を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の種類・情報は、授業料等減免の認定及び本校が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

4 扶養しているこどもの数の申告

生計維持者の扶養するこどもの数	人
-----------------	---

※ こちらは多子世帯(扶養する子の数が3人以上である世帯を対象)に該当する場合に生計維持者の扶養するこどもの数を申告してください。併せて、生計維持者(原則父母)に関する市町村発行の最新の「課税証明書」(原本)を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

大分県規則第三十号

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則(昭和三十九年大分県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項に次の一号を加える。

十 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第二十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 契約担当者は、競争入札により業務委託(工事に関する委託等を除く。以下同じ。)の契約を締結しようとする場合には、第一項の規定にかかわらず、予定価格を当該業務委託に係る入札期日(電子入札にあつては、入札期間の初日)の前に公表することができる。

第二十九条第二項中「以内」の下に「(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項に規定する県の休日を除く。)」を加える。

第五十六条に次の二号を加える。

二十四 保健所の健康危機管理に関する電話受付業務を委託する契約

二十五 介護給付費及び公費負担医療に係る医療及び介護の給付並びに審査及び支払に関する業務を委託する契約

第五十七条第二項中「第二十三号」を「第二十五号」に改める。

附則第四項から第六項までを削る。

第三号様式(その三)を次のように改める。

第3号様式(その3) 別添

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分県契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十一号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項本文中「、」の下に「前任者は、」を加え、「を」を「について、事務引継書(第四号様式の三)を三部作成し、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の事務引継書は、前任者及び後任者が各一通を保有し、残り一通を直ちに支出命令者に提出しなければならない。

第六十四条第五号中「契約しがたい」を「契約し難い」に改め、同条に次の一号を加える。

十三 前各号のほか知事が必要と認めた経費

別表第一中「大分県立南石垣支援学校」を「大分県立別府やまなみ支援学校」に改める。

別表第四の教育庁の項中「教育改革・企画課」を「教育財務課」に改め、同表の大分県豊

肥振興局豊後大野水利耕地事務所の項中「企画管理班」を「総務班」に改める。

別表第五の一の部の委託料の項中

単価契約の締結	見積書	要	を
長期継続契約の締結	契約書(案)	要	
単価契約の締結	見積書	要	
長期継続契約の締結	契約書(案)	要	
委託実施伺	設計書(図面及び仕		

仮契約の締結	様書を含む。 予定価格調査 入札書 見積書 契約書(案)	要	に改め、
--------	--	---	------

同表の二の部の七の項中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同部の九の項中

「 否」を「 要 一件の金額が百万円以上のもの」に改め、同部の十の項中

食糧費	契約を締結するとき (特に事情のある変更については、請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	見積書 契約書(案) (請求書又は支払調書)	要 一件の金額が十万円以上のもの
-----	--	----------------	------------------------------	------------------

食糧費(弁当及び飲料水等の購入)	契約を締結するとき (見積書の徴取を省略したも のについては、請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	見積書 契約書(案) (請求書及び執行伺)	否
------------------	--	----------------	-----------------------------	---

食糧費(その他)	契約を締結するとき (特に事情のある変更については、請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	見積書 契約書(案) (請求書又は支払調書)	要 一件の金額が百万円以上のもの
----------	--	----------------	------------------------------	------------------

に、

「百六十万円」を「三百万円」に改め、同部の十二の項中

工事に關する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係るもの	契約を締結すると き	契約金額	委託実施何 設計書（図面及び 仕様書を含む。） 予定価格調書 入札書 見積書 契約書（案）	要 一件の金額 が一千万円以 上のもの
その他	契約を締結すると き	契約金額	入札書 見積書 契約書（案）	要 一件の金額 が百万円以上 のもの

を

工事に關する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係るもの	契約を締結すると き	契約金額	委託実施何 設計書（図面及び 仕様書を含む。） 入札書 見積書 契約書（案）	要 一件の金額 が一千万円以 上のもの
-------------------------------	---------------	------	---	------------------------------

に改め、

仮契約締結済みのもの	議決の報告を受け た後	議決金額	予定価格調書 入札書 見積書 契約書（案）	否
その他	契約を締結すると き	契約金額	契約書（案）	要 一件の金額 が二百万円以 上のもの

同部の十三の項中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同部の十五の項中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同部の十七の項中「うけた」を「受けた」に、「百六十万円」を「三百万円」に改め、同部の十八の項中

要 一件の金額  
が百万円以上の  
もの

を

要 一件の金額  
が二百万円以  
上のもの

に改め、

同部の十九の項中「百六十万円」を「三百万円」に改める。

第四号様式の二の次に次の一様式を加える。

第4号様式の3（第19条関係）

事務引継書  
年 月 日  
引継者所属職氏名  
引受者所属職氏名

大分県会計規則第19条の規定により、下記のとおり現金及び関係諸帳票を照合の上、  
相違なく引継ぎを終了しました。

記

年 月 日 現在

1 保有現金等		備考
保有現金 等現在額	口座残高 円	
現金 円		

2 帳票等

年 名	年 度	冊 / 枚	備 考

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大分県会計規則の規定は、令和八年度以後の予算に係る会計事務について適用し、令和七年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

大分県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第三十二号

大分県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県立学校の授業料等徴収規則(昭和三十四年大分県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「入学した年の」を削り、同条第二項第一号中「四月二十五日(入学した年にあつては、五月二十五日)」を「五月二十五日」に改め、同項第三号中「十月二十五日」の下に「(秋季に入学した年にあつては、十一月二十五日)」を加え、同条第三項第一号中「四月二十五日(入学した年にあつては、五月二十五日)」を「五月二十五日」に改める。

第九条第一項に次の一号を加える。

四 その他知事が特に必要と認める生徒

第九条第二項ただし書中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。